

## 第三十五号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例  
都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表  
(第十条関係)

## 一 経常的経費

経費の種類		測定単位	単位費用
議会総務費	議会総務費		
二 民生費	人口	人口	
1 社会福祉費	一人につき	一人につき	三九、五〇一円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	一六、八〇一円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき	七六、六九二円
4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき	一九一、五四三円
		一人につき	一七九、三四六円

5	国民健康保険事業助成費	人口	一人につき	一、七九〇、八六一円
6	後期高齢者医療制度事業助成費	人口	一人につき	七四六、七一〇円
		被保険者数	一人につき	一五、三八〇円
		被保険者数	一人につき	八二、〇八五円
三	衛生費	人口	一人につき	
1	衛生費	人口	一人につき	
四	清掃費	人口	一人につき	
1	清掃総務費	人口	一人につき	四九五円
2	収集作業費	人口	一人につき	六、一六五円
3	収集車両費	人口	一人につき	一、六六一円
4	処理処分費	人口	一人につき	三、〇〇〇円
五	経済労働費	人口	一人につき	
1	生活経済費	人口	一人につき	四八〇円
2	産業経済費	事業所数	一箇所につき	六〇、一六七円
六	土木費	人口	一人につき	
1	建築公害費	人口	一人につき	二、八〇二円
2	都市整備費	人口	一人につき	一、二一六円
3	道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき	一三五円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、六五七円
七	教育費			

1 小学校費	児童数	一人につき	六四、二七七円
2 中学校費	学級数	一学級につき	一、二五〇、五七九円
3 その他の教育費	学校数	一校につき	一三四、三〇六、四一五円
4 その他の行政費	生徒数	一人につき	六八、七〇三円
5 その他の諸費	学級数	一学級につき	一、六〇六、六七六円
6 公債費	学校数	一校につき	一三一、一二〇、二二七円
7 財産費	児童生徒数	一人につき	三四、九九九円
8 その他の総務費	幼稚園数	一箇所につき	六一、四五二、三四五円
9 人口	人口	一人につき	六、八九五円
10 経費の種類	測定単位	単位費用	一円につき
11 一 議会総務費	人口	一円につき	一円
12 1 議会総務費	人口	一円につき	一円
13 2 民生費	人口	一人につき	一七、七二〇円
14 1 民生費	人口	一人につき	三、二四二円
15 2 民生費	人口	一人につき	一、一三〇円



## 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

### （提案理由）

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改める必要がある。